

南房総市からのご案内

電子契約の概要

電子契約利用にあたって

受注者側で変更となる業務

契約締結までの事務フロー

契約書鑑の文言変更

電子契約の概要

導入スケジュール（予定）

- 令和6年1月～（入札案件のみ）
- 令和6年4月～（各課随意契約まで拡大）

対象とする契約

- 工事請負契約、業務委託契約、物品売買（賃貸借）契約等
- 請書、変更契約も対象

対象としない契約

- 契約期間が10年を超えるもの、自動更新条項付きのもの

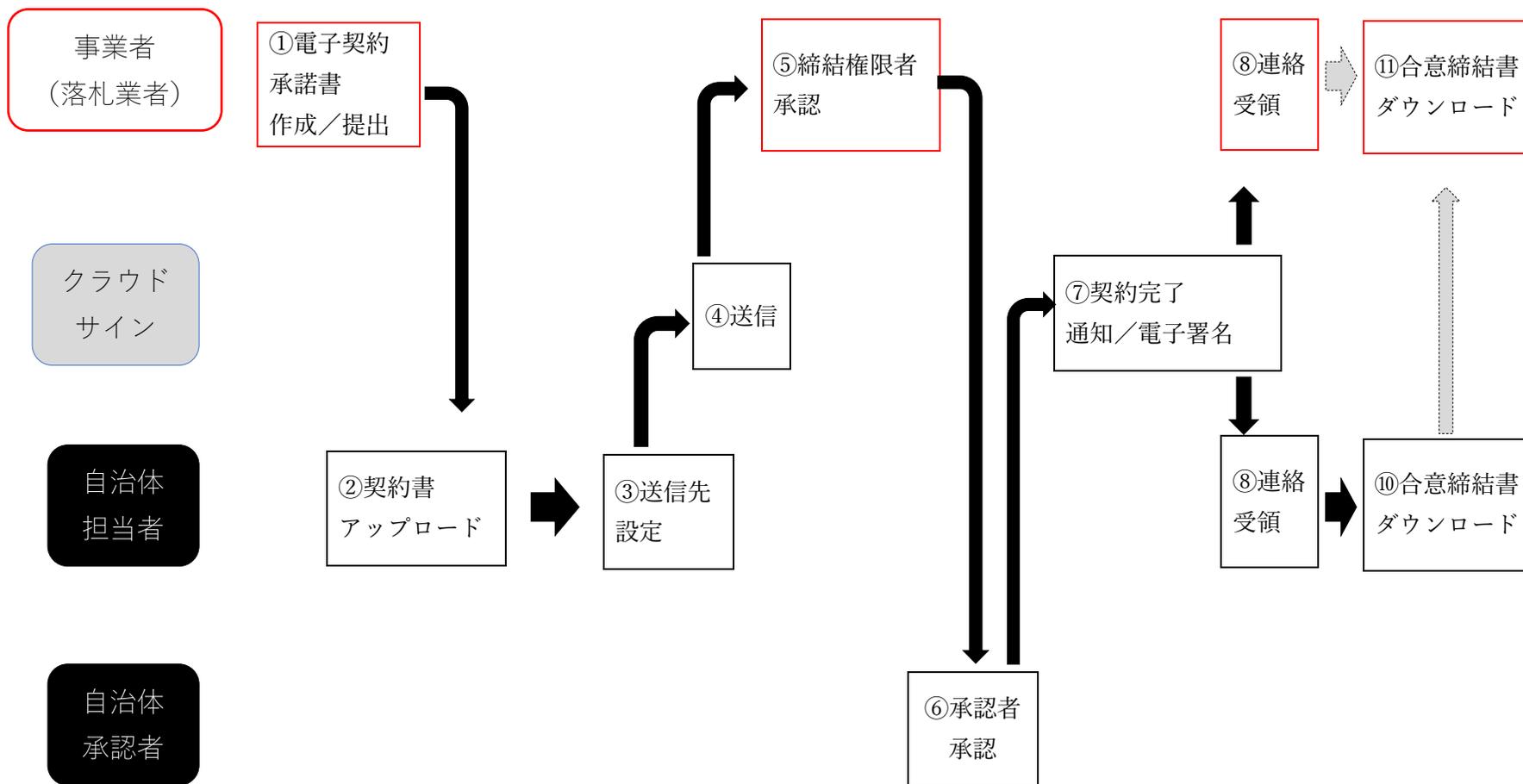
電子契約利用にあたって

- 契約権限のない者による契約締結を防止するため、案件ごとに電子契約承諾書の提出をお願いします。
原則として、相手方決定時に意向を確認します。
- 従来同様、紙の契約も選択できますが、できるだけ電子契約の利用をお願いします。**※電子契約の利用は強制ではありません。**
- 見積書、請求書、納品書等は、現在のところ紙のままです。
- 市との契約では、料金は発生せず、必要なものはメールアドレスのみです。
- 無料のアカウント登録をすることで、過去の案件の確認や検索ができます。

受注者側で変更となる業務

- 契約前に、電子契約承諾書により電子契約の利用の有無やメールアドレスを市に報告します。
- 紙の印刷、製本、郵送、収入印紙が不要となります。
- メール受信後、アップロードされた契約書等を確認し、内容に問題がなければ承認を行います。
- 契約締結後、メールに添付された電子署名付きのPDFファイルを10日以内にダウンロードして保管してください。

契約締結までの事務フロー



契約書鑑の文言変更

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本契約が書面による場合は本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有し、本契約が電子契約による場合は本書を電磁的記録により作成し、当事者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。